

東京都廃棄物審議会

災害廃棄物部会（第1回）

日時：平成28年8月3日（水）
10:00～12:00
場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

議事次第

- 1 開会
- 2 部会長挨拶
- 3 議事
 - (1) 東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会の設置の経緯等について
 - (2) 東京都災害廃棄物処理計画の策定に向けた議論の進め方について
 - (3) 東京都における災害廃棄物処理の基本的な考え方について
 - (4) 今後のスケジュールについて
 - (5) その他
- 4 閉会

＜配布資料＞

- 資料1 委員名簿
資料2-1 災害廃棄物部会の設置までの経緯
資料2-2 諮問書及び諮問の趣旨
資料2-3 東京都廃棄物審議会運営要綱
資料3-1 東京都災害廃棄物処理計画策定にあたっての背景及び計画の位置付け
資料3-2 各WGの設置目的及び所掌事項（案）
資料4-1 本計画において対象とする災害廃棄物（案）
資料4-2 災害廃棄物処理を円滑に進めるための基本的な考え方について（案）
資料5 今後のスケジュールについて（案）

＜机上資料＞

- 机上資料1 東京都地域防災計画 震災編（平成26年修正 東京都防災会議）※該当箇所のみ
机上資料2 東京都震災がれき処理マニュアル（平成24年度改訂版 東京都環境局）
机上資料3 災害廃棄物対策指針（平成26年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
机上資料4 巨大災害発生時の廃棄物処理に係る対策スキームについて（平成27年2月巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会）
机上資料5 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
机上資料6 東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design Tokyo～（平成28年3月 東京都環境局資源循環推進部）※概要版及び該当箇所のみ

東京都廃棄物審議会 災害廃棄物部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

	氏 名	所 属 (役 職)
	遠 藤 和 人	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 主任研究員
部会長	杉 山 涼 子	常葉大学 社会環境学部 教授
	高 田 光 康	公益財団法人 廃棄物・3R研究財団 研究参与
	平 山 修 久	名古屋大学 減災連携研究センター 准教授
	宮脇 健太郎	明星大学 理工学部 教授

部会設置までの経緯

- 東日本大震災等における経験により、災害廃棄物処理に係る事前の備えや、大規模災害時において円滑かつ迅速に適正処理を行うための措置が不十分であることが明らかになったことから、国では平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定するとともに平成27年7月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）を改正
- それらを踏まえ、東京都は、平成28年3月に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の中で「東京都災害廃棄物処理計画」の策定を明記（本計画は、これまでの「東京都震災がれき処理マニュアル」を包含し、震災だけでなく自然災害全般の非常災害において発生する災害廃棄物を対象）
- 平成28年7月13日に東京都廃棄物審議会に「東京都災害廃棄物処理計画の策定について」諮問
- 審議会会長は、具体的な内容について検討するため、災害廃棄物処理の専門家である臨時委員を含めた「災害廃棄物部会」を設置

部会の設置目的等

- 東日本大震災等における災害廃棄物処理の教訓等を踏まえ、災害廃棄物処理対策における関係主体や都の役割、業務の基本的な事項を定めた東京都災害廃棄物処理計画（案）を策定する。
- 東京都災害廃棄物処理計画（案）の基本的な事項（計画の位置付け、基本方針等）については、部会において審議する。

28環資計第184号

東京都廃棄物審議会

東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号）

第24条第2項の規定に基づき、下記の事項について、
東京都廃棄物審議会に諮問する。

平成28年7月13日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

記

東京都災害廃棄物処理計画の策定について

諮詢の趣旨

(諮詢の趣旨)

本年3月に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」(以下「処理計画」という。)では、計画目標5で災害廃棄物処理体制の構築を掲げ、当該目標を実現するための主要施策として、非常災害における災害廃棄物の処理方法等をまとめた「東京都災害廃棄物処理計画」(以下「災害計画」という。)を策定することを明らかにしている。

については、処理計画に基づき、災害計画の策定について諮詢する。

(検討いただきたい事項)

災害計画を実効性あるものとするため、次の事項について御検討いただきたい。なお、東日本大震災や大島町土砂災害での災害廃棄物処理の経験等から得られた教訓を可能な限り反映していただきたい。

- 1 災害廃棄物の仮置場での保管、中間処理(破碎・焼却等)での適正処理の確保に関する具体的な方策
- 2 都、区市町村、業界団体等の役割分担の明確化と各主体間の連携体制のあり方

(背景)

- 東日本大震災等の近年の大規模災害時においては、災害廃棄物の適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速にこれを行うための体制等が不十分であることが明らかとなった。
- このような状況を踏まえ、昨年7月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法が改正され、非常災害に対する事前の備えを図り、非常災害時であっても廃棄物の減量その他その適正な処理を行うための措置、非常災害時においても処理能力を確保するための処理施設の整備及びその適正な処理を確保するために必要な体制について明らかにすることとなり、都は、処理計画に計画目標として災害廃棄物処理体制の構築を掲げるに至った。
- 今後、非常災害時における廃棄物の迅速かつ的確な処理が行えるよう、適正処理確保のための方策、関係各位の役割分担など、より具体的な事項を定めた計画を策定する必要がある。

東京都廃棄物審議会運営要綱

平成12年3月31日
11清ごみ対第815号

(趣旨)

第1 この要綱は、東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号。以下「条例」という。）第24条第9項に基づき、東京都廃棄物審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2 審議会は、次の各号に掲げるものにつき、当該各号に定める人数の範囲内の委員をもって組織する。

- | | |
|------------------|----|
| (1) 学識経験を有する者 | 9名 |
| (2) 都民及び非営利活動法人等 | 3名 |
| (3) 関係団体の代表 | 5名 |
| (4) 区市町村の長の代表 | 3名 |

(臨時委員)

第3 条例第24条第6項に規定する臨時委員は、調査審議する当該特別事項又は専門の事項の内容を勘案して、知事が任命する。

- 1 臨時委員の任期は、調査審議する当該特別の事項又は、専門の事項の調査審議に必要な期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第4 審議会は、知事が招集する。

(会長)

第5 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 1 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(定足数及び表決数)

第6 審議会は、委員及び議事に關係ある臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係ある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7 審議会は、条例第24条第7項の規定に基づき、部会を置き、当該部会に同条第2項に規定する調査審議事項を付議することができる。ただし、緊急を要する場合は、会長が部会の設置及び部会への付議を決定することができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会は、会長が招集する。
- 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長がこれを指名する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ当該部会に属する委員のうちから部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 7 部会長は、その部会の調査審議した結果を審議会に報告しなければならない。
- 8 部会の定足数及び表決数については、審議会の規定を準用する。

(関係者からの意見聴取)

第8 会長は、条例第24条第8項の規定に基づき、関係者から意見又は説明を聴こうとするときは、当該関係者にその旨を通知する。

- 2 部会長は当該部会の審議に際し、必要があると認めるときは、関係者から意見又は説明を聴取することができる。聴取に当たって、部会長は、あらかじめ当該関係者にその旨を通知する。

(会議の公開等)

第9 会議は公開とする。ただし、審議会において特に必要があると認めるとときは、非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議の内容を記録した議事録を作成し、保存するものとする。

(幹事)

第10 審議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 3 幹事は、審議会及び部会に出席し、委員の調査審議を補佐するものとする。

(庶務)

第11 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第12 この要綱に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

別表

環 境 局 資源循環推進部長
調整担当部長

➤ 1. 東京都災害廃棄物処理計画策定にあたっての背景・経緯

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、平常時的一般廃棄物処理量をはるかに上回る量(災害廃棄物:約2,000万トン、津波堆積物:約1,100万トン)が発生し、被災地においては災害廃棄物処理に支障をきたした。東日本大震災以降においても下表に示すとおり、近年、大規模災害が頻発している状況である。
- 国においても、東日本大震災で得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成10年に策定された震災廃棄物対策指針の改訂を行うとともに、平成17年に策定された水害廃棄物対策指針との統合を行い、「災害廃棄物対策指針(平成26年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)」を策定した。また、これと並行して平成25年度から「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会(平成27年度より「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」に改称。)」を設置し、大規模災害への対応を考慮した総合的な災害廃棄物対策の検討が継続的に進められ、平成27年度においては廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部が改正(平成27年7月17日公布、同年8月6日施行。)されるなど、制度的な対応も講じられた。
- 東京都においても、平成28年3月に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の中で「東京都災害廃棄物処理計画」の策定を明記し、平成28年7月13日に東京都廃棄物審議会へ災害廃棄物処理計画の策定について諮問を行った。東京都廃棄物審議会会長は諮問を受け、災害廃棄物処理部会を設置し、「東京都災害廃棄物処理計画」の策定を進めることとした。

近年発生した大規模災害の概要

災害発生年月	災害名称	災害廃棄物発生量
平成23年 3月	東日本大震災	約3,100万トン※1 ・災害廃棄物:約2,000万トン ・津波堆積物:約1,100万トン
平成23年 8月	紀伊半島豪雨	約2万トン※2
平成25年 10月	台風26号(伊豆大島土石流災害)	約23.3万トン※3 ・災害廃棄物:約1.6万トン ・土砂:約21.7万トン
平成26年 8月	平成26年8月豪雨	約52.2万トン※4 ・災害廃棄物:約2.2万トン ・土砂:約50.0万トン
平成27年 9月	台風18号等(関東・東北豪雨)	約9.4万トン※5
平成28年 4月	熊本地震	約195万トン※6

※1 災害廃棄物対策情報サイト(環境省) 東日本大震災による被害の状況

※2 紀伊半島大水害 ~平成23年台風第12号による災害の記録~ 三重県 p.38

※3 大島町災害廃棄物処理事業記録[概要版]…大島土砂災害により発生した災害廃棄物の処理経過報告… 平成27年3月 大島町・東京都環境局・公益財団法人東京都環境公社

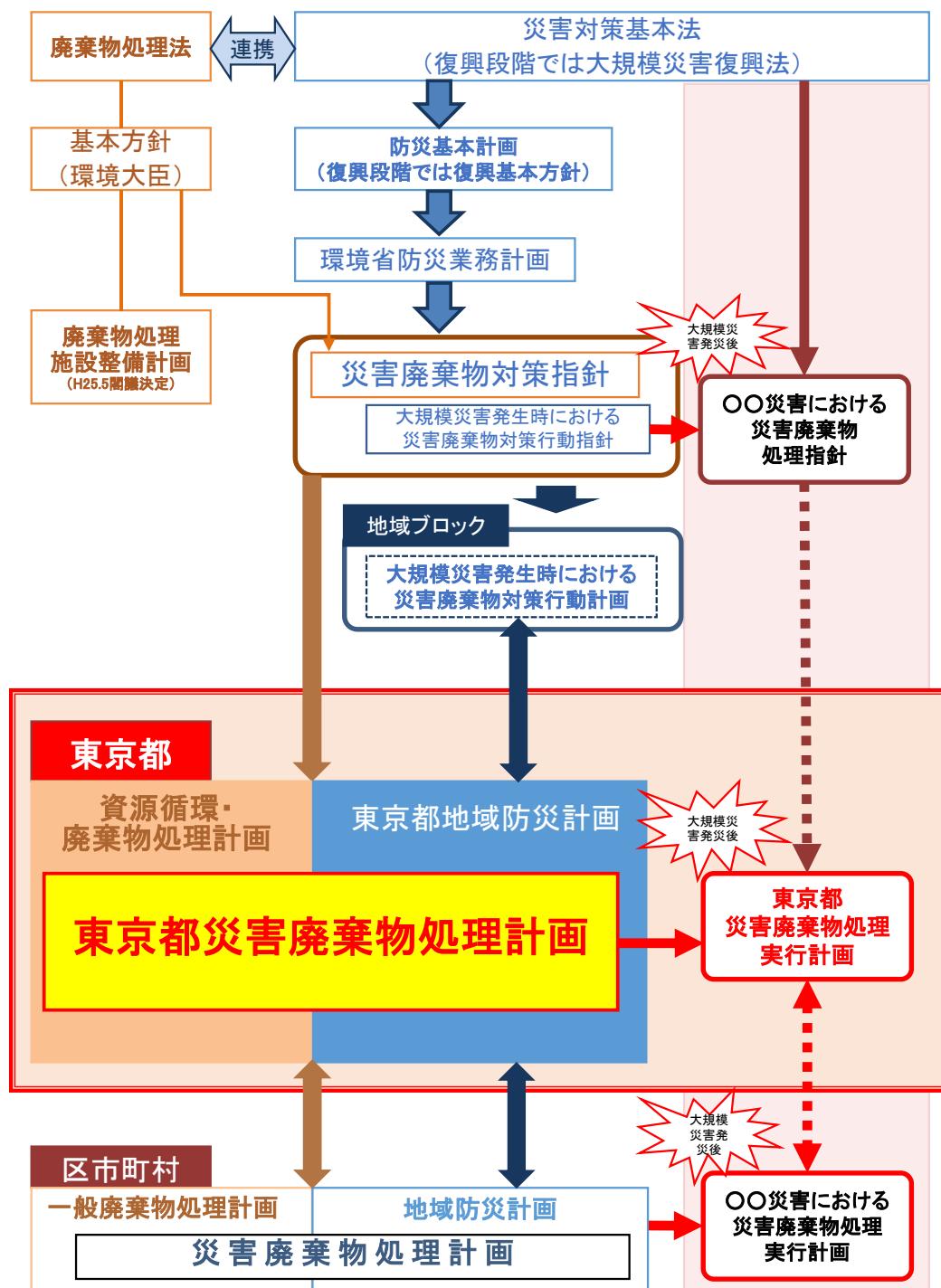
※4 平成26年8月豪雨に伴う広島市災害廃棄物処理の記録 平成28年3月 環境省中国四国地方環境事務所・広島市環境局 p.105

※5 平成27年9月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理実行計画 平成27年11月17日(第一版) 常総市 p.4

※6 熊本県災害廃棄物処理実行計画~第1版~ 平成28年6月 熊本県 p.5

➤ 2. 東京都災害廃棄物処理計画及び東京都災害廃棄物処理実行計画の位置付け

- 東京都災害廃棄物処理計画は、下図に示す位置付けとして策定すべきものである。本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」や「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」(平成27年11月)を踏まえ、「東京都地域防災計画」と整合を図り、被災した区市町村に対する各種支援など、都が担うべき役割や災害廃棄物処理の方針・基本的事項等を定める性格のものである。
- また、東京都災害廃棄物処理実行計画は、下図に示す位置付けとして策定すべきものであり、発災後の実情に応じて災害廃棄物の円滑・迅速な処理をするため、具体的な事項を定める性格のものである。



➤ 3. 各種指針・計画の策定の背景、概要等

各種指針・計画	各種指針・計画の策定の背景、概要等
災害廃棄物対策指針	<ul style="list-style-type: none"> 平成7年の阪神・淡路大震災を受け、平成10年に震災廃棄物対策指針が策定されたが、平成23年の東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、様々な災害廃棄物が混ざり合い、その性状も量もこれまでの災害をはるかに越えた被害が広範囲に発生し、震災廃棄物対策指針に基づき災害廃棄物処理計画を策定していた市町村においても混乱が生じた。 この東日本大震災で得られたさまざまな経験や知見を踏まえ、震災廃棄物対策指針と水害廃棄物対策指針を統合する形で平成26年3月に策定された。 平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化するため、市町村及び都道府県における、発災前の災害廃棄物処理計画の策定及び発災後の災害廃棄物処理実行計画の策定のための指針を示している。
大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（行動指針）	<ul style="list-style-type: none"> 巨大災害発生時における災害廃棄物に係る対策スキームを踏まえ、大量に発生する災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を実現し、災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防止するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」（平成27年法律第58号）が平成27年7月17日に公布、同年8月6日に施行された。 行動指針は、廃棄物処理法及び災害対策基本法に基づく災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を確保・実現するため、これらの法律に関係する計画等において踏まえるべき、大規模災害に備えた対策の基本的考え方を具体的に示すものとして策定されたものである。 行動指針においては、平時の枠組み・対策では対応できない大規模災害発生時においても災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための基本的な考え方、対応方針が示されている。
大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画（行動計画）	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害発時において、地域ブロック内の関係者が共通認識のもと、足並みをそろえた行動をとる必要があり、その共通のアクションプランとして策定されるものである。 地域ブロック単位の災害廃棄物対策として期待される事項、及び地域ブロック協議会で策定する行動計画に盛り込まれることが望ましい事項等が示されている。 関東ブロックでは、平成28年度に策定されることが予定されている。

- 「東京都資源循環・廃棄物処理計画」においては、「東京都震災がれき処理マニュアル」を抜本的に見直し、「東京都災害廃棄物処理計画」には下記事項を追加すべきとしている。

- (1) 災害廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- (2) 災害廃棄物の減量その他その適正な処理の確保、生活環境の保全等の措置に関する事項
- (3) 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項

- 上記のうち、特に検討が必要となる(1)、(2)について内容を検討する体制として、学識経験者、関係団体及び区市町村等から構成する2つのワーキンググループ(以下「WG」という。)を設置する。

なお、各WGの所掌事項は下記のとおり。

災害廃棄物部会

災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保するために必要な体制の構築に係るWG

- 関係主体の適切な役割分担に関する事項。
- 関係主体間の協力・連携体制の構築に関する事項。
- その他、WGの目的を達成するために必要と認められる事項

災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための処理技術、処理フロー等に係るWG

- 災害廃棄物の発生量、都内における処理可能量等の把握に関する事項。
- 災害廃棄物の仮置場の設置及び運営に係る検討に関する事項。
- 災害廃棄物の収集、運搬、処分及び再生に係る検討に関する事項。
- その他、WGの目的を達成するために必要と認められる事項

災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保するために必要な体制の構築に係るWG委員(案)

		所属・役職等	備考
1	学識経験者	公益財団法人 廃棄物・3R研究財団 高田光康 研究参与	廃棄物審議会 臨時委員 災害廃棄物部 会委員
2	関係団体	一般社団法人東京都産業廃棄物協会からの推薦者	
		東京廃棄物事業協同組合からの推薦者	
		一般社団法人東京建設業協会からの推薦者	
		一般社団法人東京建物解体協会からの推薦者	
3	区市町村等	特別区の職員	
		市町村の職員	
		東京二十三区清掃一部事務組合の職員	
		三多摩清掃施設協議会の職員	
		東京都島嶼町村一部事務組合の職員	
		環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の職員	
		環境省関東地方環境事務所の職員	
4	東京都	東京都総務局総合防災部計画調整担当課長	
		東京都環境局資源循環推進部計画課課長	
		東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課長	
		東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課長	

※必要に応じ、委員以外の知見を有する者から意見を聴取する。

災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための処理技術、処理フロー等に係るWG委員(案)

		所属・役職等	備考
1	学識経験者	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 遠藤和人 主任研究員	廃棄物審議会 臨時委員 災害廃棄物部 会委員
		名古屋大学 減災連携研究センター 平山修久 准教授	廃棄物審議会 臨時委員 災害廃棄物部 会委員
2	関係団体	一般社団法人東京都産業廃棄物協会からの推薦者	
		一般社団法人東京建設業協会からの推薦者	
		一般社団法人日本環境衛生施設工業会からの推薦者	
3	東京都	東京都環境局資源循環推進部計画課長	

※必要に応じ、委員以外の知見を有する者から意見を聴取する。

部会及び各WGの検討事項整理表(案)

大分類	中分類	小分類	検討範囲		
			部会	体制WG	処理WG
総論	目的				
	計画の位置付け	災害廃棄物処理計画の位置付け 災害廃棄物処理実行計画の位置付け			
	計画の対象	対象とする災害廃棄物			
		対象業務			
		実施主体			
	災害廃棄物処理工程管理	災害規模別の工程管理の考え方			
		区市町村及び都の工程管理			
		標準的な処理フロー			
		大規模災害時の災害廃棄物処理事業ロードマップ		■	
	災害廃棄物対策の基本的な考え方	災害廃棄物処理の基本方針	■		
		災害廃棄物処理の基本的な事項	■		
		災害廃棄物処理技術の運用	■		
		災害廃棄物対策連携体制構築		■	
災害廃棄物対策	災害予防 (被害抑止・被害軽減)	組織体制と役割分担 災害廃棄物処理連携体制の構築		■	
	初動期 ※発災後約1ヵ月まで	初動対応の命令			
		区市町村等支援業務		■	
		要処理量の算定(暫定値)			
		都処理実行本部会議(仮称)		■	
	応急対策期 ※(前半:約3ヵ月) (後半:約1年)	処理方針			
		仮置場の整備方針			
		処理実行計画の策定	■		
		処理進行管理	■		
		災害復旧・復興等			
処理計画の継続見直し、対策訓練	災害廃棄物処理支援	処理進行管理			
		処理実行計画の改定	■		
		仮置場用地返還	■		
	処理計画の見直し	処理支援体制の整備		■	
		処理支援業務		■	
	対策訓練				
	広域連携				
	今後の取組について				

※部会は「東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会」、体制WGは「災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保するために必要な体制に係るWG」、処理WGは「災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための処理技術、処理フロー等に係るWG」をそれぞれ表す。

※検討範囲の濃い色の部分は部会で重点的に検討する事項、薄い色の部分は主に各WGで検討し部会で確認する事項を示す。

- 対象とする災害廃棄物は、「地震や津波等の災害によって発生する廃棄物」及び「被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物」とする。
- 災害時における廃棄物処理には、通常生活で排出される生活ごみ及び事業活動に伴う廃棄物の処理に加えて、災害廃棄物の処理が必要となる。
- 災害時は、通常の廃棄物処理業務とは性質の異なる廃棄物処理業務を円滑に進める必要があることから、以下に示す災害廃棄物について本計画の対象とする。

廃棄物の種類	概要	本計画の対象
一般廃棄物	<p>災害廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した住民の排出する生活ごみ (通常生活で排出される生活ごみは除く) 避難施設等で排出される生活ごみ 被災建物の解体撤去等で発生する廃棄物 道路啓開に伴い生じる廃棄物 避難施設等の仮設トイレ等からのし尿 被災した事業所からの廃棄物 (事業活動に伴う廃棄物は除く) 一般家庭や事業所において処理の必要性が生じた処理困難物(アスベスト建材、PCB含有物、消火器、ガスボンベ等) その他、災害に起因する廃棄物 	
	<p>家庭ごみ・し尿</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常生活で排出される生活ごみ 通常家庭のし尿 	
事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴う廃棄物(産業廃棄物を除く) 	
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び法定された特定事業及び品目の廃棄物 	

(参考)災害廃棄物対策指針に示された災害廃棄物の種類

対象とする 災害廃棄物	種類
地震や津波等の 災害によって発生 する廃棄物	木くず 柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など
	コンクリートがら等 コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず 鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	可燃物 繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物 分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	腐敗性廃棄物 罂や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	津波堆積物 海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壤等が津波に巻き込まれたもの
	廃家電 被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなど
	廃自動車等 災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	廃船舶 災害により被害を受け使用できなくなった船舶
被災者や避難者 の生活に伴い 発生する廃棄物	有害廃棄物 石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等
	その他、適正 処理が 困難な廃棄物 消火器、ボンベ類などの危険物やピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石膏ボードなど
	生活ごみ 家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
被災者や避難者 の生活に伴い 発生する廃棄物	避難所ごみ 避難所から排出される生活ごみなど
	し尿 仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称)等からの汲取りし尿

出典:災害廃棄物対策指針 第1編 総則 第3章 基本的事項 (4)対象とする業務と災害廃棄物

東京都災害廃棄物処理計画の基本方針として掲げるべき事項

➤ 計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理・処分能力等を踏まえた上で、効率的に処理を推進する
➤ リサイクルの推進	徹底した分別・選別により処理・処分量の軽減を図る
➤ 迅速な対応・処理	時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行う
➤ 環境に配慮した処理	混乱の状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進する
➤ 衛生的な処理	夏場の悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図る
➤ 安全作業の確保	通常業務と異なる事態等を想定し、作業安全性の確保に努める
➤ 経済性に配慮した処理	発災後の状況を踏まえ、経済性に配慮した処理を行う

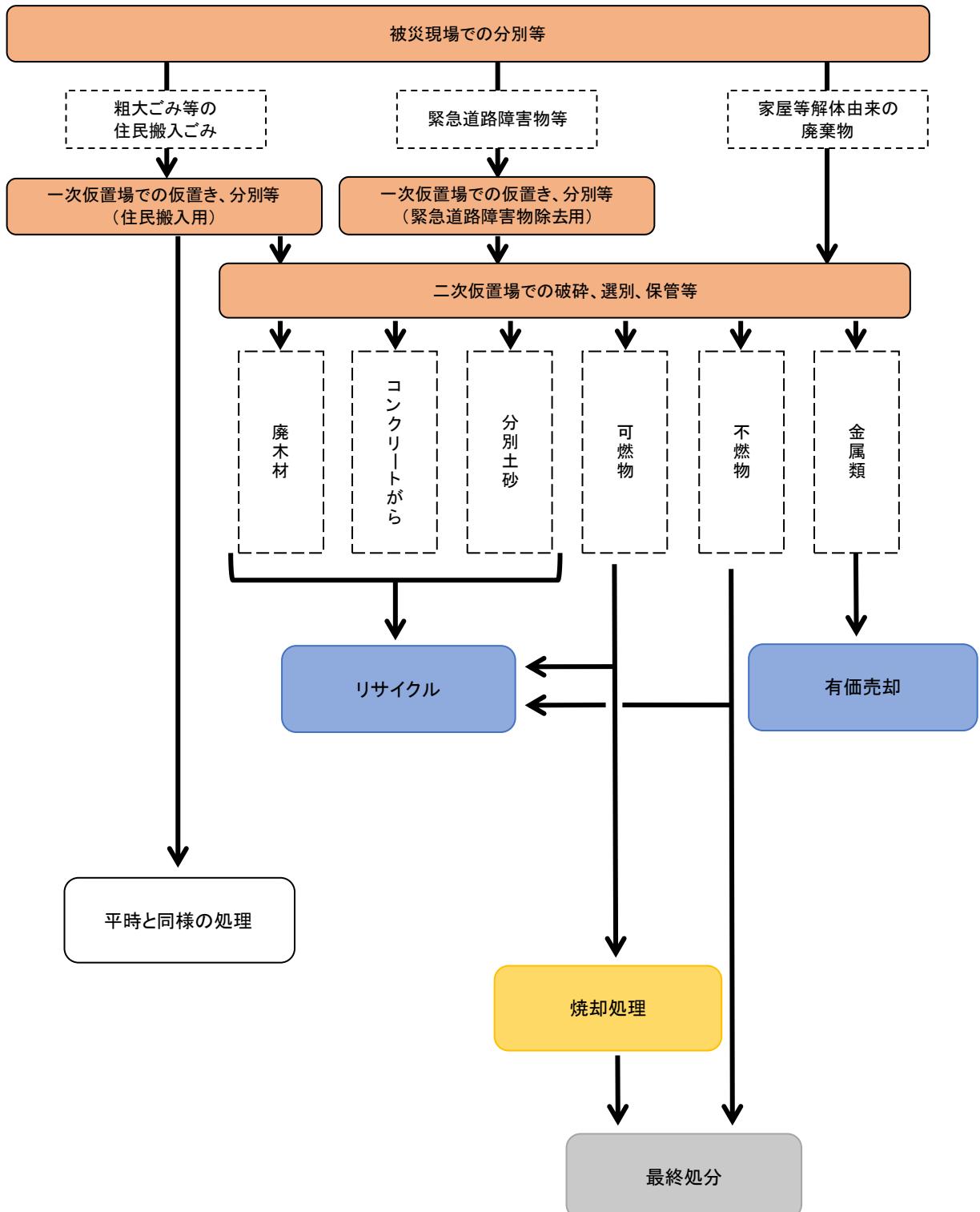
処理方法に関する論点

- 迅速かつ最終処分量を減少させる方法
 - ・一次仮置場での分別の徹底方法
 - ・二次仮置場施設での精緻な選別等の方法 等
- 危険物・有害物等の適正な処理方法

処理主体に関する論点

- 処理の主体となる区市町村内の処理能力(民間処理施設も含む)の把握・活用
- 区市町村単独で対応できない場合における災害の規模に応じた処理主体
- 都が災害廃棄物処理に係る事務の一部を地方自治法に基づき受託するケースの整理

災害廃棄物の標準処理フローのイメージ例



今後は、ワーキンググループ(体制づくりWG、処理技術・フローWG)において実務的な検討を行い、第2回以降の本部会に検討進捗等についての資料を提出する。第3回の部会においては計画(中間まとめ案)をとりまとめ、審議会総会に報告する。

なお、各会議の開催予定は下表のとおり。

部会	主な議題等
第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会の設置の経緯等について ・東京都災害廃棄物処理計画の策定に向けた議論の進め方について ・東京都における災害廃棄物処理の基本的な考え方について ・今後のスケジュールについて
↓	<ul style="list-style-type: none"> ・各WGの検討事項 <p>(体制づくりWG:第1～3回、処理技術・フローWG:第1～2回)</p>
第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・各WGの検討状況 ・計画(原案)
↓	<ul style="list-style-type: none"> ・各WGの検討事項 <p>(体制づくりWG:第4回、処理技術・フローWG:第3回)</p>
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・各WGの検討状況 ・計画(中間まとめ案)

東京都廃棄物審議会総会(12月～1月)

↓	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント
第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・計画(案)

東京都廃棄物審議会総会(答申)(年度末)